平成２３年（フ）第９４２号
京都市伏見区北尼崎町481番地　ホワイトレジデンスツカモト３―Ａ
債務者　奥村　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４７号
京都府八幡市男山雄徳９番地―Ｅ21―501
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８３号
京都市山科区小山中ノ川町41番地の17
債務者　タナカ設計工務こと　田中　秀範
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
兵庫県加古川市尾上町養田1326番地の７
債務者　大下　由美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５１号
兵庫県姫路市的形町的形1783番地26、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形4111番地２
債務者　泉　美佐子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２６号
広島市佐伯区藤の木４丁目20番３号
債務者　野地　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４号
山口県周南市三笹町21番21号
債務者　中川　典彦
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６７号
広島県廿日市市物見東２丁目４番12号
債務者　河岡　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６８号
広島県廿日市市物見東２丁目４番12号、住民票上の住所広島県廿日市市宮島口２丁目７番35号
債務者　河岡かよ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８８号
広島県東広島市高屋町白市1018番地１
債務者　久畑　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２０号
広島市東区矢賀１丁目５番51―401号
債務者　仲田　一男
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７３号
広島市安佐南区古市３丁目16番８―102号
債務者　安田ロレーナナシオンこと　ＹＡＳＵＤＡ　ＬＯＲＥＮＡ　ＮＡＣＩＯＮ
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４７号
広島市東区中山上２丁目31番７号
債務者　児玉真由美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０９号
福岡県春日市若葉台西５丁目25番地すみれアパート101号
債務者　布施　利子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１８号
福岡県春日市須玖北６丁目３番地
債務者　小副川澄枝
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００７号
福岡市中央区警固２丁目16番８号
債務者　清水　節子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１８号
福岡市南区野間３丁目11番３―209号
債務者　吉本　美穂
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２５号
福岡市東区貝塚団地９番1009号
債務者　緒方　貴司
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部